

令和 7 年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和7年7月8日 作成

仙台労働基準監督署

年 別 業 種 別	令和 4 年全期		令和 5 年全期		令和 6 年全期		令和 6 年 1月～6月		令和 7 年 1月～6月		前年同月増減			
	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷者数	死亡	死傷 増減数	増減率	死亡 増減数	増減率
全産業	1529	5	1519	7	1458	3	598	1	600	3	2	0.3%	2	200.0%
製 造 業	171	1	167	1	189		74		61		-13	-17.6%		
食 料 品 製 造 業	104		90		93		29		31		2	6.9%		
水産食料品製造業	21		18		14		5		7		2	40.0%		
その他	83		72		79		24		24					
繊維工業、衣服その他の繊維製品製造	1								1		1			
木材・木製品製造業	1		2		1									
家具・装備品製造業	1				2				1		1			
パルプ・紙・紙加工品製造業	5		2		2				1		1			
印刷・製本業	2		5		8		6				-6	-100.0%		
化学工業	4		5		8		1		3		2	200.0%		
窯業土石製品製造業	8		9		12		6		4		-2	-33.3%		
鉄鋼業、非鉄金属製造業	1		1		4		2		2					
金属製品製造業	8		11		18		16		3		-13	-81.3%		
一般機械器具製造業	3		5		4		1				-1	-100.0%		
電気機械器具製造業	5		7	1	6		2		2					
輸送用機械等製造業	4		4		6		2		1		-1	-50.0%		
造船業														
その他	4		4		6		2		1		-1	-50.0%		
電気・ガス・水道業	3		6		4		4		2		-2	-50.0%		
その他の製造業	21	1	20		21		5		10		5	100.0%		
鉱 業	3		5	1					1		1			
土石採取業	3		4	1					1		1			
その他			1											
建 設 業	165	1	160	1	147		73		55	1	-18	-24.7%	1	
土木工事業	30		36		29		15		11		-4	-26.7%		
建築工事業	102	1	98	1	92		40		26	1	-14	-35.0%	1	
鉄骨・鉄筋コン造家屋建築工事	43		32		22		8		13		5	62.5%		
木造家屋建築工事業	37		33		25		12		8	1	-4	-33.3%	1	
建築設備工事業	8		6		2		1		1					
その他の建築工事業	14	1	27	1	43		19		4		-15	-78.9%		
その他の建設業	33		26		26		18		18					
運輸交通業	249	2	263	1	247	1	107	1	127		20	18.7%	-1	-100.0%
鉄道・軌道・水運・航空業	6		4		4		4		4					
道路旅客運送業	27		44		24	1	9	1	17		8	88.9%	-1	-100.0%
道路貨物運送業	213	2	213	1	218		93		106		13	14.0%		
その他の運輸交通業	3		2		1		1				-1	-100.0%		
貨物取扱業	20		18		18		9		2		-7	-77.8%		
陸上貨物取扱業	13		15		15		8		1		-7	-87.5%		
港湾運送業	7		3		3		1		1					
農 業	4		10		6		2		5		3	150.0%		
林 業	3		3		6		5				-5	-100.0%		
畜産・水産業	2		2		2		1		1					
商 業	349		295		307		123		113		-10	-8.1%		
卸売業、小売業	300		260		273		111		94		-17	-15.3%		
その他	49		35		34		12		19		7	58.3%		
金融・広告業	16		22		17		5		6		1	20.0%		
映画・演劇業	1		1		1									
通 信 業	19		12		10		4		12		8	200.0%		
教育・研究業	36		30		24	1	11		11					
保健衛生業	170		213		174		65		75		10	15.4%		
接客娯楽業	142		128	1	140		50		48		-2	-4.0%		
旅館業	24		22	1	27		9		12		3	33.3%		
ゴルフ場	9		4		14		3		4		1	33.3%		
その他	109		102		99		38		32		-6	-15.8%		
清掃・と畜業	105		96		86		37		39	1	2	5.4%	1	
ビルメンテナンス業	66		61		51		25		20		-5	-20.0%		
廃棄物処理業	35		27		22		7		18	1	11	157.1%	1	
その他	4		8		13		5		1		-4	-80.0%		
官公署	1		2		1		1		1					
その他の事業	73	1	92	2	83	1	31		43	1	12	38.7%	1	
警備業	32		38		26	1	9		19	1	10	111.1%	1	
その他	41	1	54	2	57		22		24		2	9.1%		

陸上貨物運送業	226	2	228	1	233		101		107		6	5.9%		
第三次産業	912	1	891	3	843	2	327		348	2	21	6.4%	2	
小売業	246		218		237		98		77		-21	-21.4%		
飲食店	94		88		84		34		30		-4	-11.8%		
社会福祉施設	127		152		139		52		60		8	15.4%		

1. 死傷件数は令和7年6月末日までに発生した災害について令和7年7月7日までに確認できた労働者死傷病報告（休業4日以上）により計上しています。
2. 死亡件数については、前月末までに把握したもの（速報）により計上しております。
3. 陸上貨物運送業は、道路貨物運送業と陸上貨物取扱業の合計です。
4. 第三次産業は、商業、金融・広告業、映画・演劇業、通信業、教育・研究業、保健衛生業、接客娯楽業、清掃・と畜業、官公署、その他の事業の合計です。

令和7年労働災害発生状況(新型コロナウイルス感染症を除く)

令和7年6月末現在

	令和7年	令和6年 同期	令和7年と令和6年 との比較	
			増減数	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	1,035人 (4 人)	974人 (6 人)	61人	6.3%
仙台署	600人 (3 人)	598人 (1 人)	2人	0.3%
石巻署	141人 (1 人)	136人 (3 人)	5人	3.7%
古川署	129人 (0 人)	112人 (0 人)	17人	15.2%
大河原署	93人 (0 人)	61人 (0 人)	32人	52.5%
瀬峰署	72人 (0 人)	67人 (2 人)	5人	7.5%

○ 年別の労働災害発生状況(1月～12月)

発 生 年	令和6年	令和5年	増減%
休業4日以上 の死傷者数 (うち死亡者数)	2420人 (11人)	2543人 (19人)	-4.8%

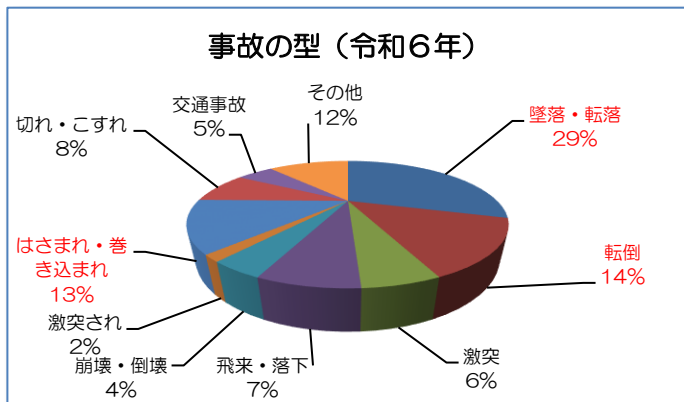
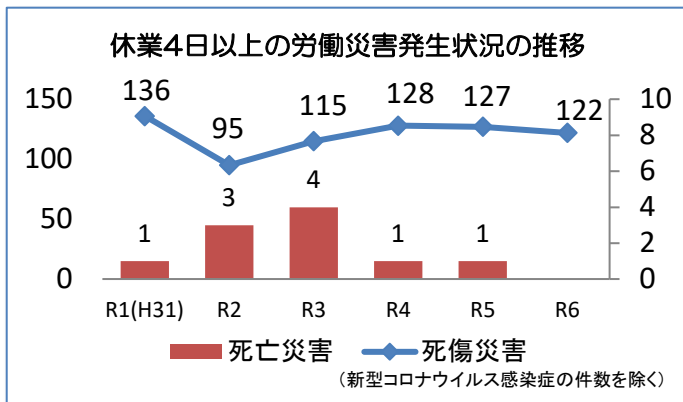
建設業における労働災害防止について

令和6年に仙台労働基準監督署管内の建設業（木造家屋建築工事業除く。）で発生した休業4日以上
の労働災害についてまとめました。災害防止対策の状況を確認し、現場の状況を踏まえた取組にご活
用ください。

1. 労働災害発生状況の推移と令和6年の発生状況について

（1）労働災害発生状況の推移について

休業4日以上労働災害は、令和2年の大幅な減少後、再び増加しましたが、令和5年以降は減少傾向となっ
ています。死亡災害は令和3年に4件と多発しましたが、令和4年以降減少し、令和6年は0件となりました。



（2）事故の型について

事故の型では、墜落・転落災害が29%と最も多く、次いで転倒災害14%、
はさまれ・巻き込まれ災害13%と続いています。

（3）災害事例について（実際に発生した内容を一部変えています。）

① 墜落・転落災害

梯子や脚立などからの墜落が39%と最も多く、トラック荷台からの墜落
も19%発生しています。また、建屋から足場に移る時に隙間から墜落したり、
昇降設備を使用せず足場を昇降したりするなどの不安全行動による墜落
災害も発生しており注意が必要です。そのほか、階段や安全ネット上に落ち
た落下物回収時に安全ネットが外れたことで墜落しています。

② 転倒災害

敷き鉄板の段差や床に置いた材料につまづいたり、駐車場のロープに足を
引っ掛けたりして転倒しているほか、側溝の蓋を踏んだところ、蓋がずれて
バランスを崩して転倒しています。また、ドラグショベル乗降時に履帯部で
足を滑らせ転倒しているほか、雪や路面凍結による転倒も発生しています。

③ はさまれ・巻き込まれ

クレーンによる荷の運搬時に、足が荷と床の間に挟まったり、吊っていた
単管の束を下ろした時に束ねた単管が崩れて手が挟まったりする災害が発生
しています。また、転圧機使用中に転圧部に足が挟まれる、人がいることに
気づかずクラッシャーを動かし巻き込まれる、後退した重機に巻き込まれる
など機械使用時に巻き込まれる災害が多く発生しています。

④ 切れ・こすれ

カッターで小さな端材を切る、金属板の端部を持つ、グラインダーやコン
クリートカッターなど使用時に刃が反発して接触し発生しています。

⑤ その他災害

簡易リフト解体時に搬器とつり合いおもりをつなぐワイヤロープを切断し
釣合い重りが作業者に激突、攪拌中の塗料が飛散し眼に入る、立てかけたパイ
プサポートが倒壊する、回転させたショベルのアームに激突、落ちていた
釘を踏み抜く、足場設置時に高圧線に触れて感電、立木の枝を剪定中、落ち
てきた枝に激突。無理な姿勢でトラックに荷を積んだことで足首を負傷した
などが発生しています。



出典：『職場のあんぜんサイト』



仙台労働基準監督署



(R7.6)

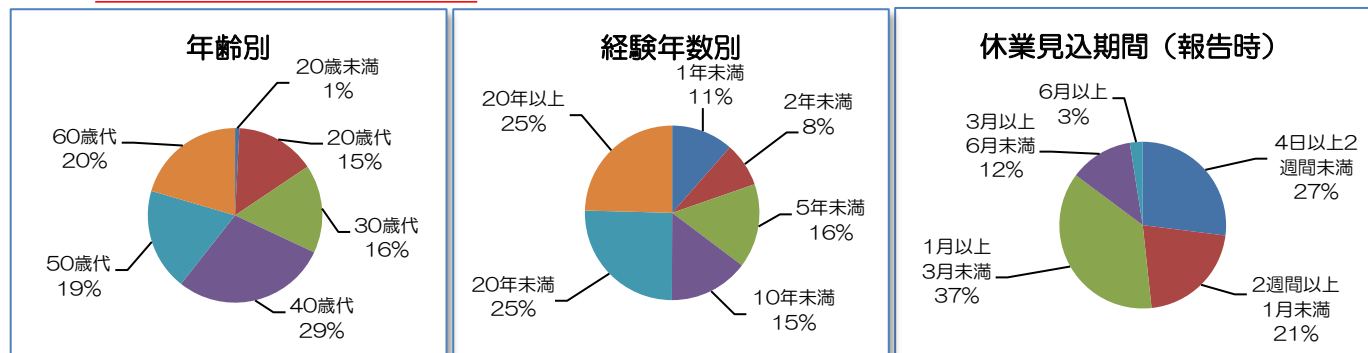
(4) 被災者の年齢・経験年数について

被災者の年齢は40歳代以上で約70%となっており、中高年での発生が目立っています。また、経験年数は10年以上で50%と、経験豊かな労働者で多く発生している状況となっています。

(5) 休業見込期間について

1月以上休業が必要と見込まれる労働災害が52%と半数を超えており、**3月以上の長期の休業が見込まれる災害も15%も発生**しています。

一旦労働災害が発生すると、労働者は**長い期間の休業を余儀なくされ**、それに伴い企業も労働力減少による**損失が長期間にわたっている**実態がうかがえます。



2. 労働災害防止の取り組みについて

以下の項目を参考に現場の状況を確認し、労働災害防止の取組を進めてください。

- ☐ 総括安全衛生責任者や安全衛生責任者等の選任など、現場の安全衛生管理体制を整備していますか。
- ☐ クレーンや車両系建設機械などの重機を使用するに当たって、作業計画（方法）をあらかじめ検討し、その計画（方法）を労働者に周知していますか。
- ☐ 労働者に対して安全教育を定期的の実施していますか。
- ☐ 足場など、墜落や飛来落下の危険のある場所に墜落・物体落下防止措置を講じていますか。
- ☐ **一側足場の使用範囲明確化（令和6年4月1日施行）**や**足場点検者の指名と点検記録に点検者の氏名の追加（令和5年10月1日施行）**などの法令改正に応じた体制を整備していますか。
- ☐ はしご使用時の上部及び脚部の固定等の転位防止措置を講じていますか。
- ☐ アーク溶接、屋外における岩石・鉱物の研磨作業又はばり取り作業及び鉱物等の破碎作業などの粉じん作業において、適切な呼吸用保護具を使用していますか。
- ☐ 現場で使用する化学物質の安全データシートの周知とリスクアセスメントを実施していますか。
- ☐ リスクアセスメント対象物を使用する事業場において、**化学物質管理者**を選任するとともに、リスクアセスメントの結果により保護具着用が必要となった場合に、**保護具着用管理責任者**を選任し、職務を行わせていますか（令和6年4月1日施行）。
- ☐ **熱中症対策**として、発生時に迅速に対応するための**「体制整備」**や**「手順作成」**のほか、その内容について**「労働者への周知」**が行われていますか（令和7年6月1日施行）。
- ☐ 交通事故防止対策で「交通労働災害防止のためのガイドライン」を活用していますか。

3. ホームページのご案内

厚生労働省ホームページには、安全衛生に関する各種リーフレットを掲載しています。

『職場のあんぜんサイト』ホームページでは、労働安全衛生法や関係法令、通達を見ることができます。また、宮城労働局ホームページには、宮城県内の労働災害発生状況、当署独自の情報など身近な情報を掲載しています。これらについて、ぜひご利用ください。



厚生労働省
安全衛生関係
リーフレット
ページ



職場のあんぜん
サイト



宮城労働局
ホームページ

「 令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます 」

職場における
熱中症対策の
強化について

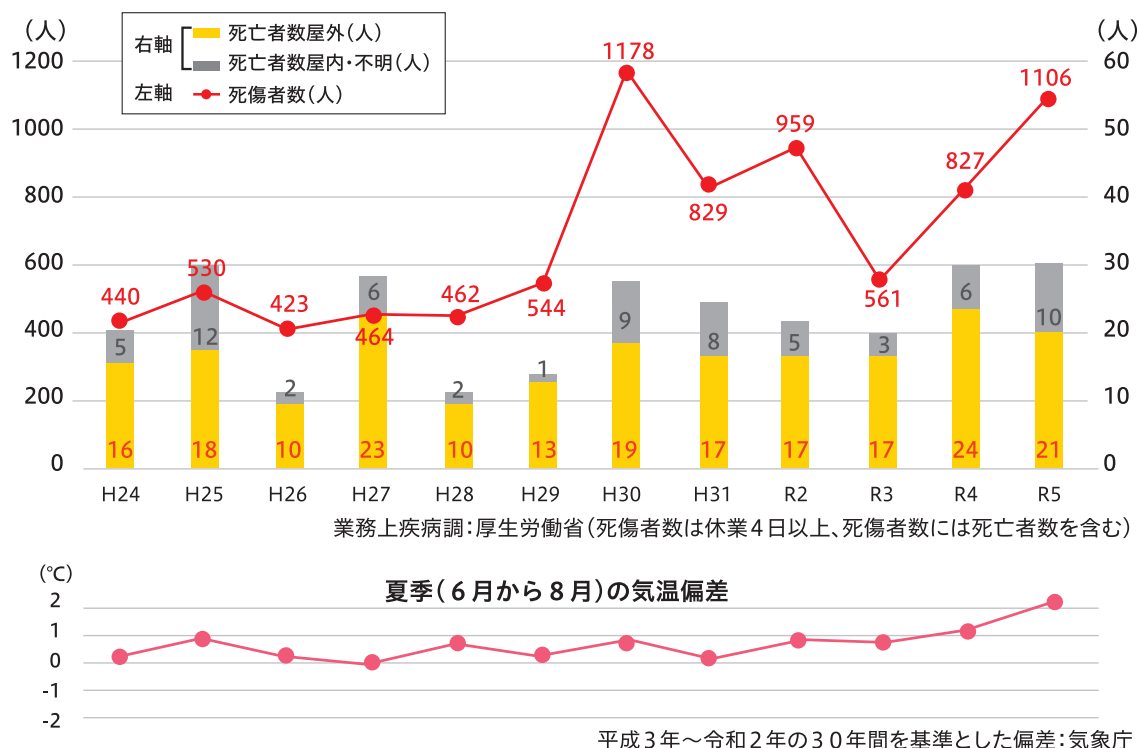


ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省

Ministry of Health, Labour and Welfare

夏季の気温と職場における 熱中症の災害発生状況(H24～)



熱中症による 死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

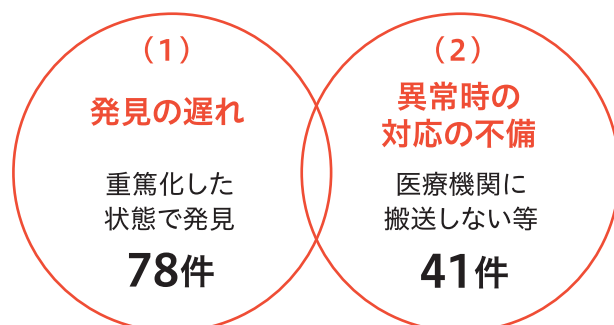
「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

熱中症死亡災害(R2-R5)の分析結果



100件の内容は以下のとおり



職場における 熱中症予防基本対策要綱に基づく取り組み

第1 WBGT値(暑さ指数)の活用

WBGT基準値とは

暑熱環境による熱ストレスの 評価を行う暑さ指数のこと

日本産業規格JIS Z 8504を参考に実際の作業現場で測定
実測できない場合には、熱中症予防情報サイト等で
WBGT基準値を把握。

WBGT基準値の活用方法

表1-1に基づいて 身体作業強度とWBGT基準値を比べる

基準値を超える場合には

- ・冷房等により当該作業場所のWBGT基準値の低減を図ること
- ・身体作業強度(代謝率レベル)の低い作業に変更すること(表1-1参照)
- ・WBGT基準値より低いWBGT値である作業場所での作業に変更すること

表1-1 身体作業強度等に応じた WBGT 基準値

区分	身体作業強度(代謝率レベル)の例	各身体作業強度で作業する場合のWBGT値の目安の値	
		暑熱順化者のWBGT基準値℃	暑熱非順化者のWBGT基準値℃
0 安静	安静、楽な座位 	33	32
1 低代謝率	・軽い手作業(書く、タイピング等) ・手及び腕の作業 ・腕及び脚の作業 など 	30	29
2 中程度代謝率	・継続的な手及び腕の作業 [くぎ(釘)打ち、盛土] ・腕及び脚の作業、 腕と胴体の作業 など 	28	26
3 高代謝率	・強度の腕及び胴体の作業 ・シヨベル作業、ハンマー作業 ・重量物の荷車及び手押し車を 押したり引いたりする など 	26	23
4 極高代謝率	・最大速度の速さでの とても激しい活動 ・激しくシャベルを使ったり 掘ったりする など 	25	20

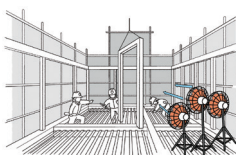
それでも基準値を超えてしまうときには **第2 熱中症予防対策** を行う。

第2 熱中症予防対策

1 作業環境管理

(1)WBGT値の低減等

屋外の高湿多湿作業場所においては、
直射日光並びに周囲の壁面及び地面からの照り返しを遮ることができる簡易な屋根等を設けること。



(2)休憩場所の整備等

高温多湿作業場所の近隣に冷房を備えた休憩場所又は日陰等の涼しい休憩場所を設けること。



3 健康管理

(1)健康診断結果に基づく対応等

(2)日常の健康管理等

睡眠不足、体調不良、前日等の飲酒、朝食の未摂取等が熱中症の発症に影響を与えるおそれがあることに留意の上、日常の健康管理について指導を行うとともに、必要に応じ健康相談を行うこと。



(3)労働者の健康状態の確認

(4)身体の状態の確認

2 作業管理

(1)作業時間の短縮等

(2)暑熱順化

高温多湿作業場所において労働者を作業に従事させる場合には、暑熱順化(熱に慣れ当該環境に適応すること)の有無が、熱中症の発症リスクに大きく影響することを踏まえ、計画的に暑熱順化期間を設けることが望ましいこと。

(3)水分及び塩分の摂取

自覚症状の有無にかかわらず、水分及び塩分の作業前後の摂取及び作業中の定期的な摂取を指導すること。

(4)服装等

熱を吸収し、又は保熱しやすい服装は避け、透湿性及び通気性の良い服装を着用させること。



(5)作業中の巡視

4 労働衛生教育

労働者を高温多湿作業場所において作業に従事させる場合には、適切な作業管理、労働者自身による健康管理等が重要であることから、作業を管理する者及び労働者に対して、あらかじめ次の事項について労働衛生教育を行うこと。

(1)熱中症の症状

(2)熱中症の予防方法

(3)緊急時の救急処置

(4)熱中症の事例

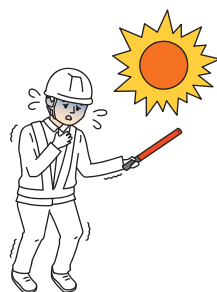


今回の労働安全衛生規則の改正について

基本的な考え方

見つける

(例) 作業員の様子がおかしい…



判断する

(例) 医療機関への搬送、救急隊要請



対処する

(例) 救急車が到着するまで
作業着を脱がせ水をかけ全身を急速冷却



現場の実態に
即した
具体的な対応

現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

1

「熱中症の自覚症状がある作業員」や
「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」が
その旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2

熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

※参考となるフロー図を2つ掲載していますが、これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応が推奨されます。

※同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講じることとします。

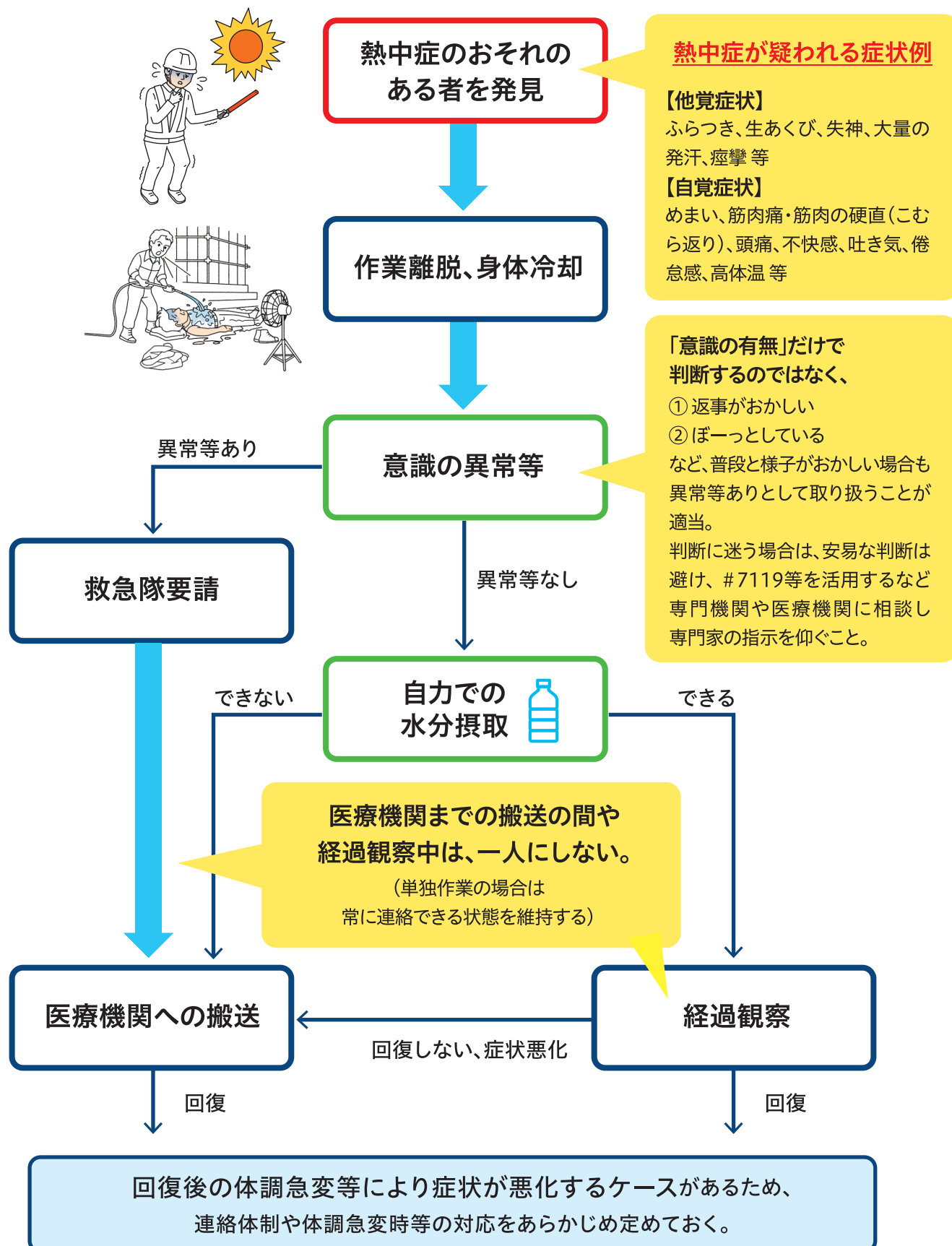
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例

フロー図 2

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれ
ある者を発見

作業離脱、身体冷却

医療機関への搬送

回復

熱中症が疑われる症状例

【他覚症状】

ふらつき、生あくび、失神、大量の発汗、痙攣等

【自覚症状】

めまい、筋肉痛・筋肉の硬直(こむら返り)、頭痛、不快感、吐き気、倦怠感、高温等

① 返事がおかしい

② ぼーっとしている

など、普段と様子がおかしい場合も、熱中症のおそれありとして取り扱うことが適当。

医療機関までの搬送の間や経過観察中は、一人にしない。

(単独作業の場合は常に連絡できる状態を維持する)

医療機関への搬送に際しては、必要に応じて、救急隊を要請すること。救急隊を要請すべきか判断に迷う場合は、

#7119等を活用するなど、専門機関や医療機関に相談し、専門家の指示を仰ぐことも考えられる。



回復後の体調急変等により症状が悪化するケースがあるため、連絡体制や体調急変時等の対応をあらかじめ定めておく。

“いつもと違う”と思ったら、**熱中症**を疑え

あれっ、
何かおかしい

あの人、
ちょっとヘン



これも
初期症状

手足がつる

イライラしている

立ちくらみ・めまい

フラフラしている

吐き気

呼びかけに反応しない

汗のかき方がおかしい

すぐに
疲れる

ボーッとしている

汗が止まらない／汗がでない

すぐに周囲の人や現場管理者に申し出る

手順や連絡体制の周知の一例



【朝礼やミーティングでの周知】



【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

件名: 本日はWBGT値が28℃を超える見込みです

皆様お疲れ様です。
本日のWBGT基準値は0℃です。
作業時には充分に気をつけて、
水分補給及び休憩をしっかりと
お願いします。
体調不良者が発生した場合は、
フロー図に基づき対応いただき、
〇〇さん(000-0000-0000)へ
連絡するようにお願いします。
それでは本日もよろしくお願いいたします。



【メールやイントラネットでの通知】



熱中症 クールワーク キャンペーン



職場での熱中症により近年は、
一年間で約30人が亡くなり、
約1,000人以上が4日以上
仕事を休んでいます。



◀ キャンペーン実施要項

キャンペーン期間

4月

準備

5月

6月

7月

重点取組

8月

9月

準備期間 4月 にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、
☑チェックしましょう。

労働衛生管理体制の確立



事業場ごとに熱中症予防管理者を選任し
熱中症予防の責任体制を確立

暑さ指数(WBGT)の把握の準備



JIS規格に適合した暑さ指数計を
準備し、点検

作業計画の策定



暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止
に関する事項を含めた作業計画を策定

設備対策の検討



暑さ指数低減のため簡易な屋根、通風
または冷房設備、散水設備の設置を検討

休憩場所の確保の検討



冷房を備えた休憩場所や
涼しい休憩場所の確保を検討

服装の検討



透湿性と通気性の良い服装を準備、送風や
送水により身体を冷却する機能をもつ服の
着用も検討

教育研修 の実施



管理者、労働者に
対する教育を実施

ガイド・教育動画



e-learning



緊急時の対応の事前確認



緊急時の対応(異常時における連絡体制や
対応手順等)を確認し、関係者に周知

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会【協賛】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会【後援】関係省庁(予定)



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R7.2)

キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底



暑さ指数の低減

準備期間に検討した設備対策を実施



休憩場所の整備

準備期間に検討した休憩場所を設置



服装

準備期間に検討した服装を着用



作業時間の短縮

作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、
作業中止



プレクーリング

作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる



水分・塩分の摂取

水分と塩分を定期的に摂取(水分等を携行
させる等を考慮)



暑熱順化への対応

熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の
調整
※新規入職者や休み明け労働者は別途注意
すること



健康診断結果に基づく対応

次の疾病を持った方には医師等の意見を踏
まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患
④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲
の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢



日常の健康管理

当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量
の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを
指導し、作業開始前に確認



作業中の労働者の 健康状態の確認

巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる
等労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導



異常時の 対応

あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底
少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応
※必ず一旦作業を離れ、全身を濡らして送風することなどにより身体を冷却
※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)

重点取組期間
7月
にすべきこと



- ☐ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- ☐ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- ☐ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- ☐ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- ☐ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- ☐ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請

公共発注者の皆様へ

公共工事の発注者として 「安全衛生経費」の確保を！

●公共工事の発注において、工事の品質や納期だけでなく、現場で働く人々の安全確保も非常に重要です。特に地方公共団体として、地域社会の安全を守る責任があり、「安全衛生経費」の適正な確保に向けた取組が必要です。



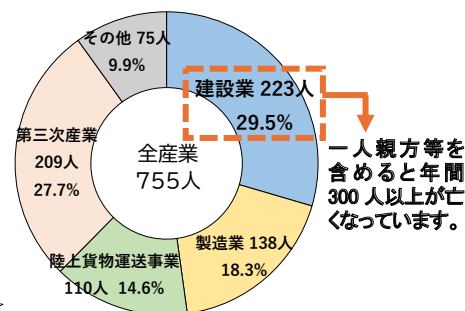
労働災害の現状と発注者の役割

建設業界では、墜落や転落、重機による災害・事故が頻発しており、厚生労働省の統計では、2023年には建設業での死亡事故が223件となっています※1。これは全産業の中でも特に高い割合であり、国では「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針(令和6年12月13日閣議決定)」等※2において、発注者にも安全衛生経費の適正な確保を求めています。

※1 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」

※2 品確法基本方針(R6.12.13 閣議決定)や建設業法令遵守ガイドラインでも、発注者に適切な取組を求めています。

【業種別死亡災害発生状況(2023年)】



安全衛生経費とは？

安全衛生経費とは、建設現場での労働災害を防ぐために必要な費用を指します。以下のような項目が安全衛生経費に含まれます。

これらの費用を適切に確保しない場合、現場での災害・事故リスクが高まり、工事の遅延や追加費用の発生につながる可能性があります。発注者として、安全衛生経費の適正な確保を行い、労働者の命を守る重要な責任があります。

・仮設設備の費用

(足場や転落防止ネットの設置)

・保護具の費用

- ①保護帽
- ②墜落制止用器具(銅ベルト型)
- ③墜落制止用器具(フルハーネス型)
- ④保護眼鏡
- ⑤保護手袋
- ⑥安全靴
- ⑦安全チョッキ
- ⑧防塵・防毒マスク
- ⑨防塵フィルター
- ⑩耳栓

・労働者への安全衛生教育費用

- ①雇い入れ時教育
- ②送り出し教育の受講
- ③新規入場者教育の受講
- ④安全衛生協議会・職長会への参加
- ⑤災害防止協議会・安全パトロールへの参加
- ⑥朝礼・KY 活動・一斉清掃等
- ⑦職長・安全衛生責任者教育
- ⑧足場組立て等特別教育
- ⑨フルハーネス型墜落制止用器具特別教育
- ⑩酸素欠乏・硫化水素危険作業特別教育
- ⑪高所作業車運転特別教育(作業床の高さ10m 未満)
- ⑫職長等再教育及び安全衛生責任者教育
- ⑬フォークリフト運転技能講習
- ⑭玉掛け技能講習



安全衛生経費を含めた適正な予定価格の設定

「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」の中で、予定価格を設定する際に、安全衛生経費など実際の施工に要する通常妥当な経費を適切に積算する重要性が示されています。安全対策を徹底するためにも、適正な予定価格の設定をお願いします。



安全衛生経費を確保する必要性

- 工事の安全性向上** 適切な安全対策が講じられ、労働災害のリスクを大幅に減らすことができます。
- 工事の品質向上** 安全が確保された現場では、作業の中断がなく、高品質な構造物を造ることができます。
- 地域住民への信頼** 安全な現場を提供することで、地域社会からの信頼を高めることができます。
- 法令遵守の徹底** 入契法適正化指針等に基づく地方公共団体としての責任を果たすことができます。



公共発注者に求められる役割

現場での適正な運用の徹底に向けて、公共発注者としても、以下の点に注意して推進を図ることが大切です。

- 安全衛生経費の適切な積算** 予定価格を設定する際は、安全衛生対策が実施できるようにするため、安全衛生経費を適切に積算しましょう。低価格入札の場合は、安全衛生経費が確保できているか確認をお願いします。
- 確認表・標準見積書の推奨** 発注先の元請に対し、下請との契約で「安全衛生対策項目の確認表」と「安全衛生経費を内訳明示した見積書」を活用するよう推奨しましょう。
- 安全衛生経費の周知** 地域の建設事業者に対し、安全衛生経費の重要性について広く周知し、工事関係者の意識向上を図りましょう。



詳細は以下ホームページでご覧下さい

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html

お問合せ先

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線 24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線 5486)



国土交通省



厚生労働省

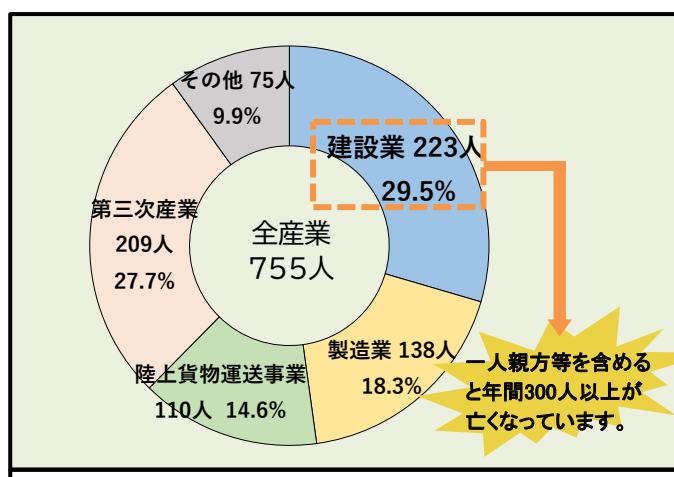
安全な建設工事のために 適切な安全衛生経費の確保が必要です

- 建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、墜落災害をはじめとして、2023年には年間223件の死亡災害が発生しております。また、一人親方等の死亡災害は年間80件となっています※。

※ 出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」「令和5年建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」

- 労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が負担しなければならない安全管理に必要な費用です。建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるもので、建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

業種別死亡災害発生状況



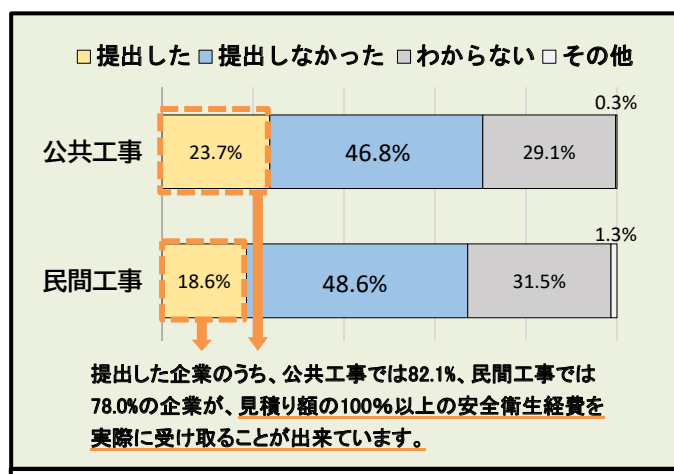
建設業における死亡災害は、全産業の約3割を占めています



出典:厚生労働省「令和5年労働災害発生状況」(2024年)

一人親方等を含めると年間300人以上が亡くなっています。

注文者に対する「安全衛生経費を内訳明示した見積書」の提出状況



安全衛生経費は必要経費です。受け取れない場合は法律に違反するおそれがあります。



出典:国土交通省「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」(2024年)



労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

建設工事請負契約を締結する際は、次のような流れで、労働災害防止対策の実施者とその経費の負担者を明確化する必要があります。

(1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようにしなければなりません。

(2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

(3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

(4) 契約書面における明確化

元請負人と下請負人は、契約締結の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費は、施工上必要な経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。



次の場合、建設業法に違反するおそれがあります

CASE01 元請負人が、あらかじめ契約書面において、下請負人の負担であることを明示していないにもかかわらず、一方的に提供・貸与した保護具などの労働災害防止対策の費用を下請代金の支払時に差し引く行為

建設業法第19条に違反

CASE02 元請負人が、労働災害防止対策に要する費用を差し引くなどにより、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合

当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

CASE03 元請負人が、下請負人(一人親方含む)と請負契約を締結する際、口頭のみで契約した場合や、法定の必要記載事項を満たさない契約書面を交付した場合

建設業法第19条第1項に違反



元下間における適切な安全衛生経費の確保を図るため、国土交通省と業界団体が連携して各種ツールを作成しています。

労働安全衛生法等に基づき、建設工事に必要な「安全衛生対策項目」をまとめた表です。元下間、下下間における「対策の実施分担」や「費用負担」を明確にすることができます。必ず作成し、安全対策の分担チェックや安全衛生経費の適切な支払いにつなげましょう。

整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
安全管理衛生制生	工事現場管理				
	リスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリスク低減措置の実施				
	固定式足場の組立と解体	○		○	
	固定式足場以外の作業床の組立と解体				
	作業構台・吊り構台の組立と解体	○		○	
	昇降設備の設置と撤去				
労働者の安全防止のための健康障害を	土留め支保工の組立と解体				
	保護具の着用	○		○	
	墜落等による危険の防止				
	手摺、幅木等				
	開口部養生				
	落下防護ネット・小幡ネット				
	ロープ高所作業における危険の防止				
	飛来崩壊災害による危険の防止				
	揚重用吊具				
	警報設備				
	避難用設備				
	火災防止				
	危険物の対処（立入禁止措置）				
整理区分	対策項目	対策の実施分担		費用負担	
		注文者	下請	注文者	下請
健康職の環境保持増進のため	作業環境の測定				
	測定機器の用意				
	測定環境の設定				
	作業環境の構築				
	換気設備				
	空調設備、空気清浄設備				
	照明器具				
	電気設備				
	給排水設備				
その他	仮眠設備 設（トイレ、洗面所等）				
	時対応				
	その他の疾病・衛生対策				
	安全意識、注意喚起				
追加項目（当該工事で確認が必要な項目）	交通規制に要する対策				
	公衆災害に要する対策（仮囲い等）				



〇〇建設株式会社 御中

下記の通りお見積申し上げます。

工事名称

施工費 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇(税込)

法定福利費 ￥〇,〇〇〇,〇〇〇(税込)

合計 ￥〇〇,〇〇〇,〇〇〇(税込)

施工場所

特記事項

御見積書

業者コード

会社名 〇〇型枠工業(株)

住所

電話番号

提出期限

納期工期 RC造病院

現場質疑 地上7階建てRC造

工事番号 搬入は8ヶ月ユニット車以上

項目番号 階段1・EV1、基礎H2450

名 称	仕 様	単位	員 数	単 価	金 額	単 価	金 額	備 考
a. 労務費								
	計 (a)	m						
b. 材料費		m						
c. 型枠運搬費		m						
	計 (a+b+c)	m						
d. 一般管理費		%						
e. 安全衛生経費		%						
	計 (a+b+c+d+e)	m						
	消費 税	10%						
	A. 施工費計							
法定福利費	※雇用主負担率	%	m					
	※当工事従事者加入率	100.0%						
	消費 税	10%						
	B. 法定福利費計							
	合計 (A+B)							





関係請負人においても同様の対応が必要です

建設業法上の「元請負人」とは、建設工事の下請契約における注文者（建設業者）、「下請負人」とは、建設工事の下請契約における請負人のことです。いわゆる「一次下請」や「二次下請」等の場合であっても、建設工事の下請契約の注文者となる場合は、同様の対応が必要です。

通 称	発注者	元請業者	一次下請業者	二次下請業者	三次下請業者
建設業法上での呼称	発注者	注文者	下請負人 注文者	下請負人 注文者	下請負人

注文者となる場合は、
下請も元請と同様の
対応が必要です

国土交通省の取り組み

国土交通省では、建設工事における安全衛生経費の適切な支払いのための実効性のある施策として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表(参考ひな形)」及び「安全衛生経費を内訳として明示するための標準見積書の作成手順」を作成し、各専門工事業団体に作成・活用を依頼しています。

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する国土交通省の取組は、下記のHPをご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html



◆ お問い合わせ先 ◆

国土交通省 不動産・建設経済局 建設振興課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号 03(5253)8111(内線24813、24816)

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 安全課 建設安全対策室

電話番号 03(5253)1111(内線5486)



国土交通省



厚生労働省

宮労基発 0716 第 1 号
令和 7 年 7 月 16 日

各発注機関の長 殿
各建設業関係団体の長 殿
各警備業団体の長 殿
各災害防止・関係団体の長 殿

宮城労働局労働基準部長
(公印省略)

建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の強化について（要請）

平素より、建設現場における建設業従事者及び警備員による熱中症をはじめとする労働災害等の防止に当たっては、多大なるご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、建設現場をはじめとする職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和 6 年における休業 4 日以上之死傷者は、全国で 1,195 人と調査開始以来最多となっており、うち宮城県内でも 17 人が休業しています。特に、死亡災害については、全国で 3 年連続 30 人以上、宮城県内では令和 5 年に 1 人発生するなど、その対策が喫緊の課題となっています。

こうした中、厚生労働省では、熱中症の重篤化による死亡災害を防止するため、熱中症のおそれがある作業者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することが可能となるよう、労働安全衛生規則（昭和 47 年労働省令第 32 号。以下「安衛則」という。）を改正し、事業者に対し、「早期発見のための体制整備」、「重篤化を防止するための措置の実施手順の作成」、「関係作業員への周知」（以下「改正安衛則に基づく措置」という。）を新たに義務付け、令和 7 年 6 月 1 日から施行しています（参考 1）。

特に、建設現場において交通誘導等の警備業務（以下「警備業務」という。）に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあることなどを背景として、全国で熱中症による死亡災害が毎年発生するなど深刻な状況となっており、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

また、建設業従事者についても、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、全国で熱中症による死亡災害が毎年発生しており、警備業務に従事する警備員同様、改正安衛則に基づく措置の徹底が必要となっています。

つきましては、今回、厚生労働省では、事業者に対し新たに義務付けられた改正安衛則に基づく措置も含め、建設現場における建設業従事者及び警備員の熱中症予防対策の実施に当たって、建設工事に関係する各主体において取り組むことが望ましい事項について、下記のとおり整理しましたので、関係各位におかれましては、建設業と警備業が一体となって行う取組にご協力いただき、建設現場で作業に従事するすべての者が、安全かつ健康に作業に従事できるよう、実効性ある対策の推進をお願いします。

記

- 1 改正安衛則に基づく措置の確実な履行確保に当たっての建設工事の元方事業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）上の元請負人など。以下同じ。）及び関係請負人（建設業法上の下請負人など。以下同じ。）と警備業務を請け負った警備会社との連携について

- （1）改正安衛則に基づく措置は、個々の事業者が講ずべきものであり、建設現場において警備業務を行う場合には、警備会社が講ずべきものであるが、建設現場において警備業務に従事する警備員は、建設作業とは異なる配置や長時間にわたる拘束がある中で、異変があった場合に周囲からの察知が遅れやすい環境にあるほか、工事の規模によっては、自宅と現場との直行又は直帰の場合や単独での警備業務の場合も少なくないことから、警備会社のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
- （2）また、建設業従事者についても、同様に改正安衛則に基づく措置は、元方事業者、関係請負人それぞれが講ずべきものであるが、建設工事は一般に所属の異なる者が混在して、屋外や空調の整備が不完全な屋内で長時間作業を行う特殊性から、警備業務に従事する警備員同様、関係請負人のみでは改正安衛則に基づく措置の確実な実施が困難な場合がある。
- （3）このため、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「安衛法」という。）第 30 条第 1 項に基づく協議組織等において元方事業者と関係請負人が協議の上、建設現場を統括管理する元方事業者が現場全体を対象とし、改正安衛則に基づく措置を実施するよう、関係請負人との調整を図るとともに、警備業務を請け負わせる警備会社とも調整の上、当該現場において警備業務に従事する警備員を、これらの改正安衛則に基づく措置の対象に含めることが望ましい。
- （4）熱中症の症状が認められ、医療機関を受診した際、医師から基礎疾患や健康診断の結果等、被災者に係る情報の確認を求められる場合もあることから、元方事業者が関係請負人や警備会社と調整する際には、予め医療機関からの問い合わせ先を定めておく、又は建設業従事者や警備員に所属事業場の問い合わせ先を記した物を携帯させておくなど、医療機関における応急措置が円滑に行われるような工夫を行うことが望ましい。
- （5）なお、改正安衛則に基づく措置は、安衛法第 22 条に基づくものであり、元方事業者、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社のそれぞれが個々の事業者として義務を迫るものであるため、上記（3）に基づき、元方事業者が建設現場全体を対象とした改正安衛則に基づく措置を代表して講ずることとする場合についても、関係請負人や警備業務を請け負った警備会社が負うべき義務までも元方事業者が負う趣旨ではない。

このため、関係請負人及び警備業務を請け負った警備会社は、元方事業者との調整において、元方事業者が改正安衛則に基づく措置を講ずる予定であること、又は、元方事業者により当該措置が実施されていることを確認する必要があること。また、元方事業者が代表して講ずることとした改正安衛則に基づく措置が未実施の場合には、元方事業者に対してその実施を求める又は自らが当該措置を講ずる必要があること。

- 2 熱中症予防に当たって各主体において取り組むことが望ましい事項について

- （1）発注者の取組事項

- ・ 発注者は、建設業従事者や警備員による熱中症予防も含め、施工時の安全衛

生を確保するために適切な熱中症対策等の施設対応や水分・塩分補給・身体を冷却するための衣服などの備品等対応に必要な経費を計上する等の配慮を行うこと。

- ・ 受注者より、熱中症対策の強化の観点から、酷暑時の作業時間の短縮やこれに伴う工事内容や工期等の変更について申し出があった場合は、誠実に協議に応じ、発注者のルールに従って適切に対応すること（参考2）。

（2）建設工事の元方事業者の取組事項

- ・ 元方事業者として関係請負人に対して仕事を注文する場合は、令和5年8月9日付け国不専建第24号「安全衛生対策項目の確認表の作成について」（参考3）及び令和6年3月29日付け国不専建第63号「安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について」（参考4）を踏まえて作成した標準見積書において、熱中症対策に必要な経費を明確化するように努めるとともに、警備業務を注文する場合においても、これに準じた経費の明確化を図ることが望ましい。
- ・ 警備会社から、熱中症対策の強化の観点から必要な資機材の確保や交代要員も含めた人員の確保に必要な経費について申し出があった場合は、誠実に協議するとともに、必要に応じ、発注者と協議の上、必要な経費の確保に努めることが望ましい。
- ・ 現場全体の熱中症対策に関する計画を策定する場合は、警備会社との事前協議により、警備員の休憩時間の確保など、警備業務に従事する警備員を考慮した内容とすることが望ましい。
- ・ 建設現場において、関係請負人の労働者等が使用可能な休憩施設や水分・塩分補給のための設備等を設けた場合には、警備業務に従事する警備員にもこれらを利用できるようにすることが望ましい。

（3）建設工事の関係請負人の取組事項

- ・ 関係請負人は、元方事業者から提示された労働災害防止対策の実施者及び対策に要する経費の負担者の区分をもとに、自ら負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費を適正に見積もり、元方事業者に交付する見積書に明示することが望ましい。
- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用に努めること。
- ・ 熱を吸収し、又は保熱しにくい服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。
- ・ 熱中症を予防するために、建設業従事者に、日常の健康管理を意識させ、暑熱順化を行ってから作業を行わせることが望ましい。あわせて、作業中に定期的に水分・塩分を摂取させるほか、異変を感じた際には躊躇することなく周囲の労働者や管理者に申し出させること。

（4）警備会社の取組事項

- ・ 警備業務に従事する警備員の熱中症を予防するために必要な資機材の確保や体調不良者が生じた場合に備えた代替要員の確保に係る経費が必要な場合は、内容を明確にした上で、元方事業者と協議の上、その確保に努めることが望ましい。

- ・ 元方事業者との事前協議により、熱中症予防も含め、元方事業者が講ずる建設現場全体の安全衛生確保に向けた取組に協力するとともに、当該内容を警備業務に従事する警備員に対して周知すること。
- ・ 建設現場に設けられた休憩施設や水分・塩分補給のための設備等の利用に当たっては、所定のルールに沿った適切な利用がなされるよう、警備員に対して必要な周知・指導に努めること。
- ・ 警備業務に従事する警備員の負担軽減に資するような作業方法（座哨警備等）や服装（ファン付きベストや通気性・遮熱性の高い制服等）を採用することが望ましい。

（５）行政機関、関係団体の取組事項

- ・ 宮城労働局・各労働基準監督署において、関係行政機関や関係団体の協力を得ながら、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」等の取組を活用し、改正安衛則も含め、夏季における熱中症予防対策の徹底を図る。
- ・ 宮城労働局・各労働基準監督署は、地方公共団体や都道府県単位の団体においても上記取組の促進が図られるよう、必要な働きかけを行う。
- ・ 宮城労働局・各労働基準監督署は、高年齢労働者が多く就業する建設業及び警備業における熱中症予防対策の充実・強化を図るため、「エイジフレンドリー補助金」（参考５）などを活用した取組の推進を図る。

(参考資料)

参考1 職場における熱中症対策の強化について（リーフレット）
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001476821.pdf>)



参考2 令和7年度 国土交通省 土木工事・業務の積算基準等の改定
(https://www.mlit.go.jp/report/press/kanbo08_hh_001180.html)



参考3 安全衛生対策項目の確認表の作成について（令和5年8月9日付け国不専建第24号）
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/001890083.pdf)



参考4 安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成等について（令和6年3月29日付け国不専建第63号）
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/content/00189_0091.pdf)



参考5 エイジフレンドリー補助金
(https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_09940.html)



(参考情報) 国土交通省 HP：建設工事における安全衛生経費の適切な支払いに向けて
(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)



2025年4月から事業者が行う退避や立入禁止等の措置について、以下の1、2を対象とする保護措置が義務付けられます

- 1 危険箇所等で作業に従事する労働者以外の人
- 2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等

労働安全衛生法に基づく省令改正により、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、必要な措置（※）を実施することが事業者には義務付けられます。

※ 労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの（退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止）について事業者が実施する措置が対象です。

・労働安全衛生規則 ・ボイラー及び圧力容器安全規則 ・クレーン等安全規則 ・ゴンドラ安全規則

法令改正等の主な内容

1 危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置の対象範囲を、作業場で何らかの作業に従事する全ての者に拡大

危険箇所等で作業を行う場合に、事業者が行う以下の措置については、同じ作業場所にいる労働者以外の人（一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）も**対象にすることが義務付けられます**。

- 労働者に対して危険箇所等への立入禁止、危険箇所等への搭乗禁止、立入等が可能な箇所の限定、悪天候時の作業禁止の措置を行う場合、**その場所で作業を行う労働者以外の人もその対象とすること**
- 喫煙等の火気使用が禁止されている場所においては、**その場所にいる労働者以外の人についても火気使用を禁止すること**
- 事故発生時等に労働者を退避させる必要があるときは、**同じ作業場所にいる労働者以外の人も退避させること**

2 危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知の義務化

危険箇所等で行う作業の一部を請負人（一人親方、下請業者）に行わせる場合には、以下の措置が義務づけられます。

- 立入禁止とする必要があるような危険箇所等において、例外的に作業を行わせるために労働者に保護具等を使用させる義務がある場合には、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても保護具等を使用する必要がある旨を周知すること**

重要

今回の改正で請負人への保護具等の使用に係る周知が義務付けられるのは、立入禁止とする必要があるような危険箇所等で例外的に作業を行わせる場面に限られますが、それ以外の場面であっても、

- ① 作業に応じた適切な保護具等を労働者に使用させることが義務付けられている場面
 - ② 特定の作業手順や作業方法によって作業を行わせることが義務付けられている場面
- については、事業者が作業の一部を請け負わせた請負人に対して、保護具等の使用が必要である旨や、特定の作業手順、作業方法によらなければならない旨を周知することが推奨されます。



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
Ministry of Health, Labour and Welfare

注意事項

重層請負の場合は誰が措置義務者となるか

《危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置》

危険箇所等における立入禁止等の措置は、個々の事業者が当該場所において措置すべきものです。しかしながら、危険箇所等における作業を重層請負により複数の事業者が共同で行っている場合等、同一場所についてこれらの義務が複数の事業者に課されているときは、立入禁止の表示や掲示を事業者ごとに複数行う必要はなく、元方事業者がまとめて実施するなど、共同で表示や掲示を行っても差し支えありません。

《危険箇所等で行う作業の一部を請け負わせる一人親方等に対する周知》

事業者の請負人に対する周知は、個々の事業者が請負契約の相手方に対して措置すべきものです。三次下請まで作業に従事する場合は、一次下請は二次下請に対する義務を負い、三次下請に対する義務はありません。二次下請が三次下請に対する義務を負います。



作業の全部を請け負わせる場合にも措置が必要となるか

事業者が作業の全部を請負人に請け負わせるときは、事業者は単なる注文者の立場にあたるため、この作業は事業者としての措置義務の対象となりません。

元方事業者が実施すべき事項

労働安全衛生法第29条第1項・第2項で、関係請負人が法やそれに基づく命令（今回改正の4省令を含む）の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければならないこと、違反していると認めるときは必要な指示を行わなければならないことが規定されています。今回の改正で義務付けられた措置を関係請負人が行っていない場合は、「必要な指導・指示」を行わなければなりません。

周知の方法

- 周知は以下のいずれかの方法で行ってください。
周知内容が複雑な場合等は、①～③のいずれかの方法で行ってください。
- ① 常時作業場所の見やすい場所に掲示または備えつける
 - ② 書面を交付する（請負契約時に書面で示すことも含む）
 - ③ 磁気テープ、磁気ディスクその他これらに準ずる物に記録した上で、各作業場所にこの記録の内容を常時確認できる機器を設置する
 - ④ 口頭で伝える

請負人等が講ずべき措置

事業者から必要な措置を周知された請負人等自身が、確実にこの措置を実施することが重要です。また、一人親方が家族従事者を使用するときは、家族従事者に対してもこの措置を行うことが重要です。

労働者以外の人でも立入禁止や喫煙、火気使用の禁止を遵守しなければなりません。

労働安全衛生法等の改正

・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要（令和7.5.14公布）

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。令和8年1月1日から段階的に施行されます（一部は公布日施行）。

改正の概要（その1）

1. 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ① 注文者等の配慮 | 令和7.5.14（公布日）施行 |
| ② 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 | 令和8.4.1施行 |
| ③ 業務上災害報告制度の創設 | 令和9.1.1施行 |
| ④ 個人事業者等自身への義務付け | 令和9.4.1施行 |
| ⑤ 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務づけ | 令和9.4.1施行 |

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

公布後3年以内に政令で定める日に施行
ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場についても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務づけられます。

1

個人事業者等に対する安全衛生対策を推進する背景

労働安全衛生法（安衛法）の規定とこれまでの考え方

- **安衛法は、職場における労働者の安全と健康を確保することを目的**としており、これまでこの法律により**保護すべき対象は、事業者に雇用されている「労働者」と位置付け、運用**してきた。

<参考> 労働安全衛生法

(目的)

第1条 この法律は、労働基準法と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

最高裁（令和3年5月）の判断

- 建設作業で石綿（アスベスト）にばく露し、肺がん等に罹患した元労働者や一人親方が、国を相手取り、規制が十分であったかが争われた「**建設アスベスト訴訟**」の最高裁判決において、**石綿の規制根拠である安衛法第22条（事業者による健康障害防止措置に関する規定）は、労働者だけでなく、同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨との判断**がされた。

<最高裁判決の論拠>

- ・ 第1条の目的規定には、「快適な職場環境の形成を促進」とされており、その対象は労働者に限定していないこと。
- ・ 石綿等の有害物に対する措置を事業者に義務付けている第22条では、その保護対象を労働者に限定していないこと。

<参考> 労働安全衛生法

第22条 事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 一 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 二 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 三 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 四 排気、排液または残さい物による健康障害

2

① 注文者等の配慮

- 安衛法第3条第3項は、**建設工事以外の注文者にも広く適用され、事業主体ではない個人や一般消費者等も含む趣旨**であり、自らの**注文した内容に、安全で衛生的な作業の遂行を損なうおそれのある条件を付さないように配慮**しなければなりません。
- **無理な工期・納期の設定や変更、当初予定していなかった条件の注文後の付加等をしてしないよう配慮**する必要があります。

公布日（令和7年5月14日）施行

※旧安衛法第3条第3項の趣旨に変更はなく、義務主体の適用範囲の明確化、注文内容の例示を追加したもの。

旧安衛法第3条第3項

建設工事の**注文者等**仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、**工期**等について、安全で衛生的な作業の遂行を**そこなうおそれのある条件を付さないように**配慮しなければならない。

新安衛法第3条第3項

建設工事の**注文者その他の**仕事を他人に請け負わせる者は、施工方法、**作業方法、工期、納期**等について、安全で衛生的な作業の遂行を**損なうおそれのある条件を付さないように**配慮しなければならない。

5

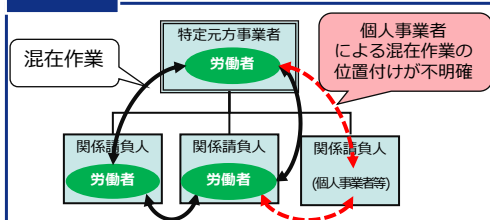
② 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

- **（特定）元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されます。**
- また、政令で定められた**機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講じることになります。**

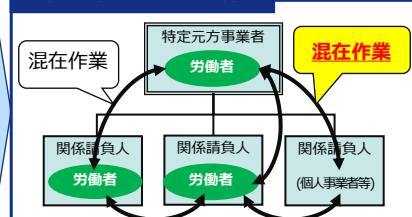
令和8年4月1日施行

※ 個人事業者等を含む作業従事者の数に応じ、統括安全衛生責任者、元方安全衛生管理者、店社安全衛生管理者の選任を行う必要があります。

これまで



令和8年4月1日施行後



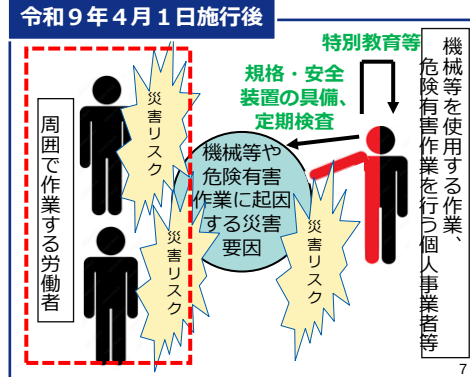
6

③業務上災害報告制度の創設

- **個人事業者等の業務上災害が発生した場合**には、**災害発生状況など**について、**厚生労働省に報告**させることができることとしました。
- 報告主体や報告事項などの**報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示す**こととしています。
令和8年1月1日施行

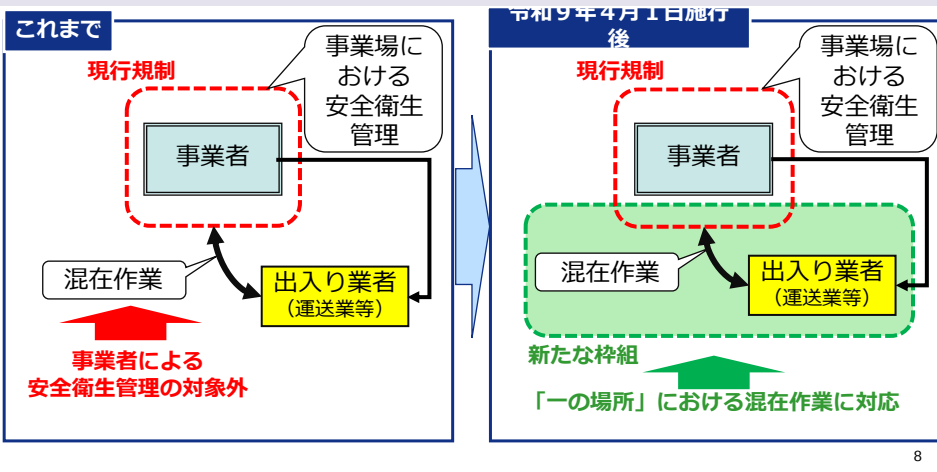
④個人事業者等自身への義務付け

- **個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、**
 - ① **構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止**
 - ② 特定の機械などに対する**定期自主検査の実施**
 - ③ 危険・有害な業務に就く際の**安全衛生教育の受講など****が義務付け**られます。
令和9年4月1日施行



⑤ 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

- **作業場所管理事業者（仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。）**に対して、その**管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、**災害防止の観点から、**作業間の連絡調整等の必要な措置**を講ずることが**義務付け**られます。
令和9年4月1日施行



2 労働安全衛生法等の改正

・労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の概要（令和7.5.14公布）

改正の趣旨

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。令和8年1月1日から段階的に施行されます（一部は公布日施行）。

改正の概要（その1）

安全衛生対策の推進【労働安全衛生法】

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

- | | |
|-------------------------------|-----------------|
| ① 注文者等の配慮 | 令和7.5.14（公布日）施行 |
| ② 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大 | 令和8.4.1施行 |
| ③ 業務上災害報告制度の創設 | 令和9.1.1施行 |
| ④ 個人事業者等自身への義務付け | 令和9.4.1施行 |
| ⑤ 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け | 令和9.4.1施行 |

2. 職場のメンタルヘルス対策の推進【労働安全衛生法】

公布後3年以内に政令で定める日に施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている**常用労働者数50人未満の事業場**についても、**ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられます。**

第14次労働災害防止計画の概要

計画期間：令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

○計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進**と**社会的に評価される環境の整備**を図っていく。
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○8つの重点対策

高年齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

自発的に安全衛生対策
に取り組むための
意識啓発

労働者の作業行動に
起因する労働災害防止
対策の推進

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

業種別の労働災害防止
対策の推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

労働者の健康確保対策
の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

化学物質等による健康
障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標（例）	主なアウトカム指標（例）
○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	
・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等	・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。
○高齢労働者の労働災害防止対策の推進	
・「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。	・60歳以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
○労働者の健康確保対策の推進	
・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等	・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少
死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の重点事項

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- 労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- 中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高齢労働者の労働災害防止対策の推進

- 「エイジフレンドリーガイドライン（高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の作成等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

宮城労働局第14次労働災害防止推進計画（アウトプット指標とアウトカム指標）

アウトプット指標（事業者において実施される事項）		アウトカム指標（アウトプット指標達成により期待される事項）	
（ア）労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進			
● 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。 ● 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。 ● 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。		● 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。 ● 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。 ● 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。	
（イ）高年齢労働者の労働災害防止対策の推進			
● 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組（管理体制の確立、職場環境の改善等）を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。		● 増加が見込まれる60歳代以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。	
（ウ）多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進			
● 母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等外国人労働者に分かりやすい方法で労働災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。		● 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。	
（エ）業種別の労働災害防止対策の推進			
● 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。		● 陸上貨物運送事業における死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	
● 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。		● 建設業における死亡者数を2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。	
● 機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。		● 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」の死傷者数を2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。	
● 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。		● 林業における死亡者数を、伐木作業の災害防止を重点としつつ、労働災害の大幅な削減に向けて取り組み、2022年と比較して2027年までに15%以上減少させる。	

アウトプット指標（事業者において実施される事項）	アウトカム指標（アウトプット指標達成により期待される事項）
（オ）労働者の健康確保対策の推進 ● 企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。 ● 勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに30%以上とする。 ● メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ● 使用する労働者数50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。 ● 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。	● 週所定労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。 ● 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。 ● （独自指標） 定期健康診断（一般健康診断）の結果について、2027年までに有所見率を全国平均に近づける。
（カ）化学物質等による健康障害防止対策の推進 ● 労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示・SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までに、それぞれ、80%以上とする。 ● 労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。 ● 熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	● 化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を13次防期間と比較して、14次防期間で5%以上減少させる。 ● 増加が見込まれる熱中症による死亡者数の増加率※を13次防期間と比較して減少させる。

【総括指標】（各指標達成により期待する事項）

- **死亡災害**は、2022年と比較して2027年までに **5%以上減少**する。
- **死傷災害**は、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数が2022年と比較して2027年までに**減少に転じる**。



労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

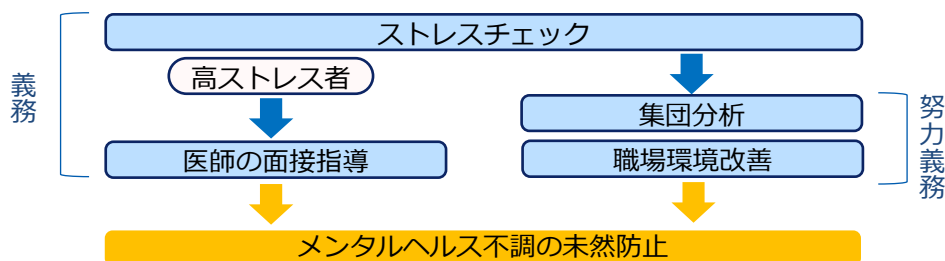
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】

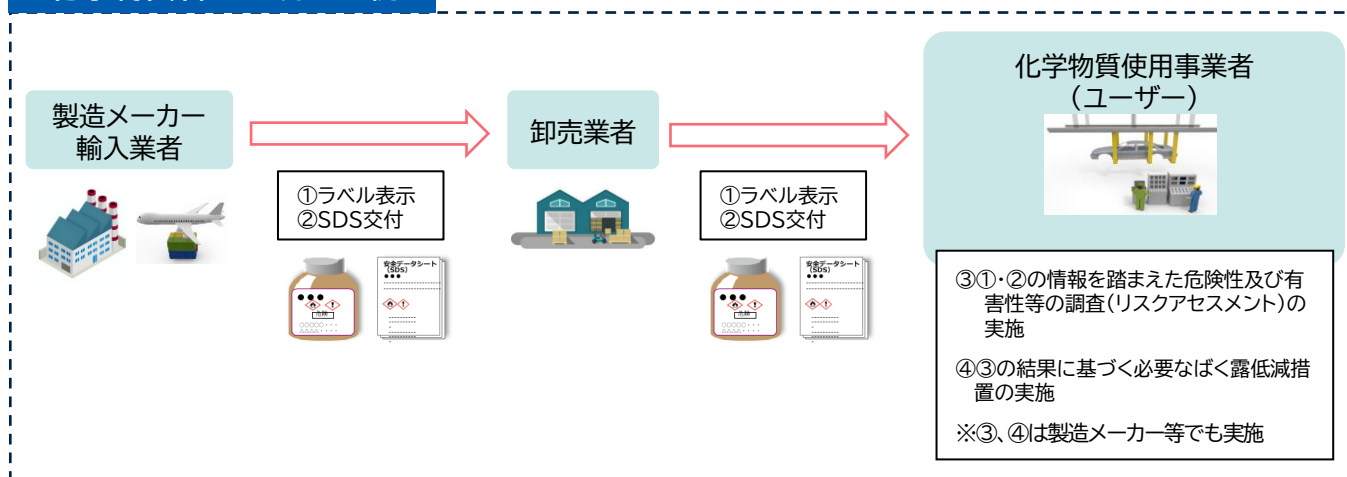


3 化学物質による健康障害防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保 公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

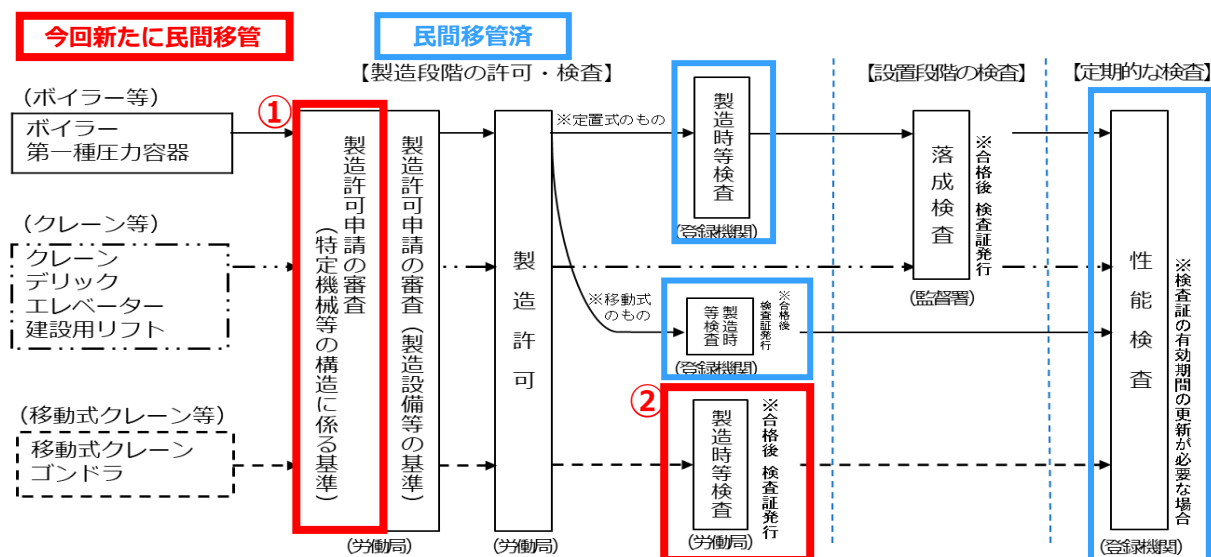
危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高年齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高年齢労働者の労働災害の防止を図るため、高年齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/an-eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html

